

**新潟市北区社会福祉協議会 新型コロナウイルス感染関連  
[地域ふれあい事業] 拡大助成実施要綱**

**1 目的**

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の地域福祉活動の実施が困難な中、実施可能な範囲での住民同士の交流活動を支援することにより、地域福祉活動の基盤維持を図る。

**2 対象団体**

北区内の自治・町内会

**3 対象事業**

- ① 高齢者や子育て世帯等見守りが必要な世帯に対する、電話、FAX、文書、訪問等による、安否確認や住民同士の繋がりを維持する活動
- ② 新型コロナウイルス感染症に関連する予防等の周知・啓発活動
- ③ その他、新型コロナウイルス感染症の影響により新たに始めた、住民同士の交流を深め、維持する活動

**4 対象経費及び助成**

助成対象経費及び助成限度額は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対象経費

事業費全般

(2) 助成額

一律10,000円（令和2年度内1回まで申請可能）

**5 助成金の交付申請**

助成金の交付を受けようとする場合、事業終了後、新型コロナウイルス感染関連地域ふれあい事業拡大助成申請書兼報告書（別記様式第2号）及び証憑書類を添えて、新潟市北区社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

**6 助成金の交付**

会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めたときは、速やかに助成金の交付を決定し助成金を交付するものとする。

**7 その他**

この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。